

# 資料編

## ○南砺市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日  
条例第 2 号

(設置及び所掌事務)

第 1 条 本市の施策の総合的かつ基本的な計画に関し市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、南砺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市教育委員会の委員
- (4) 市農業委員会の委員
- (5) 地域審議会の委員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 関係諸団体の役職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市長政策室企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## ○南砺市総合計画策定委員会設置規程

平成 18 年 4 月 3 日

訓令第 14 号

本庁

出先機関

(設置)

第 1 条 南砺市総合計画の策定に関し必要な事項を協議するため、南砺市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 基礎資料等の収集に関する事項
- (3) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、助役、収入役、教育長、各部局等の長及び市職員のうちから市長が指名する者をもって組織する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には、助役をもって充て、副委員長には、収入役及び教育長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明及び意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会に、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 自然環境専門部会
- (2) 生活基盤専門部会
- (3) 福祉・健康・医療専門部会
- (4) 教育・文化専門部会
- (5) 産業・労働専門部会
- (6) 住民参画・連携・交流専門部会
- (7) 行財政専門部会

2 部会に、部会長及び副部会長を置き、委員長がこれを任命する。

3 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議を進行する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

5 部会間の調整を図る必要が生じたときは、合同部会を開催することができる。

6 合同部会は、関係部会長が協議して行う。

(分科会)

第 7 条 部会に、分科会を置く。

2 分科会に、分科会長及び副分科会長を置き、部会長がこれを任命する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市長政策室企画課において処理する。

2 部会及び分科会の庶務は、それぞれの長が指名した者において処理する。

(任期)

第 9 条 委員会、専門部会及び分科会の委員の任期は、任務が終了するまでとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会、専門部会及び分科会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

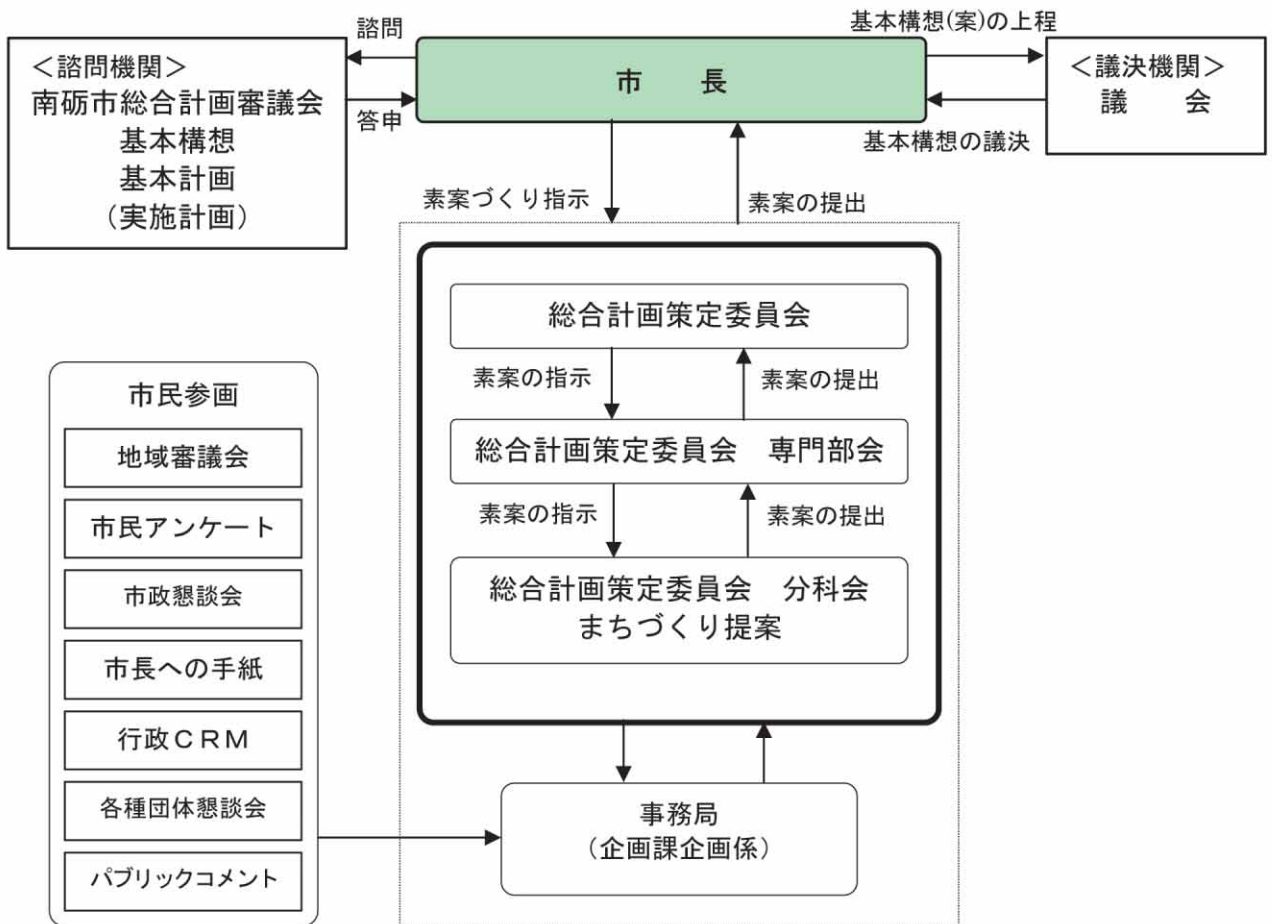
この規程は、公表の日から施行する。

○南砺市総合計画審議会委員名簿

役職名	氏名	団体名等	前任者
会長	北田 正雄	井波地域審議会長	
副会長	川合 声一	日の出屋製菓産業(株) 代表取締役社長	
委員	大西 正隆	南砺市議会議長	
	嶋 信一	南砺市議会議員	
	倉 一雄	南砺市議会議員	
	島田 勝由	南砺市議会議員	
	水木 猛	南砺市議会議員	
	山崎 正大	(財)北陸経済研究所・常務理事	
	奥野 達夫	福光美術館長	
	宮本 佳子	砺波地域市町村合併協議会委員	
	小林 敏夫	教育委員長	
	川合 友之	城端地域審議会長	
	齊藤 昭一	平 地域審議会長	
	藤井 貢	上平地域審議会長	
	清水 壽一	利賀地域審議会長	
	塚田 久俊	井口地域審議会長	
	寺井 孝夫	福野地域審議会長	
	中藪 淳一	福光地域審議会長	
	夏野 修	富山県経営管理部市町村支援課長	
	池部 恵子	南砺市食生活改善推進協議会長	
	岩田 繁子	南砺市連合婦人会長	
	鶴野 孝徳	男女共同参画推進委員 南砺市連絡会 代表	浅田富美子
	櫻井 光雄	南砺市体育協会長	
	永井 正夫	なんと農業協同組合 代表理事組合長	
	花島 栄一	福野商工会長	西能 孜
松本 誠一	となみ青年会議所 理事		
山本 秀夫	南砺市社会福祉協議会長		
吉岡 勉	NPO 法人 南砺市医師会 理事長		
米澤 博孝	南砺市観光協会協議会長		
渡邊 久雄	南砺市消防団長		

(順不同、敬称略)

## ○南砺市総合計画策定体制



## ○南砺市総合計画策定委員名簿

氏名	役職	備考
清都 邦夫	助役	委員長
山本 勝徳	収入役	副委員長
梧桐 角也	教育長	副委員長
中山 繁實	市長政策室長	
大家 信二	総務部長	
向川 正憲	民生部長	
堀 和男	産業経済部長	
畑 清一	建設部長	
平本 和雄	議会事務局長	
西村 勝三	医療局長	
重原 一雄	市長政策室次長	

○南砺市総合計画策定委員会 専門部会名簿

◎は、長 ○は、副

【自然環境】	【生活基盤】	【福祉・健康・医療】	【教育・文化】	【産業・労働】	【住民参加・連携・交流】	【行財政】
◎ 向川 正憲	◎ 畑 清一	◎ 西村 勝三	◎ 梧桐 角也	◎ 堀 和男	◎ 中山 繁實	◎ 大家 信二
○ 上田 一郎	○ 小西 正信	○ 齊藤 清志	○ 中筋 武智	○ 細川 哲	○ 重原 一雄	○ 三谷 直樹
小西 正信	三谷 直樹	上田 一郎	齊藤 清志	河合 義道	窪田 重好	平本 和雄
中谷 信一	奥野 伸一	中島 英二	池田 祐昇	大浦 章一	中筋 武智	重原 一雄
石岡 威	磯辺 長直	森田 清樹	大浦 章一	上坂 吉明	大浦 章一	下田 正佳
高桑 久義	杉野 幸一	杉村 稔	森田 清樹	長谷川正昭	橋本 幸作	石村 悦朗
中川 正	大浦 章一	太田 久則	前田 久夫	新谷 一明	山本 昌平	山畔 勝博
金谷 勇	山畔 勝博	六十苺誠一	森田 智之	清水 哲郎	笠野 千尋	大浦 章一
六十苺誠一	中川 正	滝本 清	高田 喜義	橋本 幸作	中野ミチ子	西村 俊郎
山本 一男	長谷川正昭	得永 俊一	中野ミチ子	裏田 親	中島 真市	藤田 博
大瀬 雅和	新高山 一明	鳥越 知証	中島 真市	水上 正光	長澤 孝司	一二三敦司
大浦 洋志	高山 博文	柴田 芳雄	齊藤 利明	庄田 清志	古瀬 順真	原田 司
	西坂 英嗣		南部 茂	滝 聡男		荒木 信人
	岩崎 賢了		古瀬 順真	上坂 孝		南保 久夫
	浦田 昭一		幅田 浩	湯浅 藤作		長澤 孝司
	長谷川幸江		岩見 文雄			叶山 勝之
	大西 毅彦					齊藤 宗人
	石崎 彰					
	大浦 洋志					
	須川登喜雄					

○南砺市総合計画策定委員会 分科会名簿

◎は、長 ○は、副

【自然環境】	【生活基盤】	【福祉・健康・医療】	【教育・文化】	【産業・労働】	【住民参加・連携・交流】	【行財政】
◎ 山本 一男	◎ 大西 毅彦	◎ 滝本 清	◎ 南部 茂	◎ 滝 由記男	◎ 長澤 孝司	◎ 齊藤 宗人
○ 山崎 宏	○ 浦田 昭一	○ 柴田 芳雄	○ 滝本 清	○ 納村 昇行	○ 古瀬 順真	○ 叶山 勝之
山崎 元裕	石崎 彰	岩見 文雄	六十苺誠一	大浦 洋志	岩見 文雄	吉澤 昇
竹田 菊枝	大浦 洋志	山田 耕誠	岩見 文雄	上坂 孝	六十苺誠一	大江 啓子
武田 秀隆	水口 詳映	山崎 元裕	古瀬 順真	湯浅 藤作	鳥越 知証	三嶋 稔
岩腰 茂樹	宮崎 博好	伊東美津子	幅田 浩	松田 彰	西井 隆生	早川 悦充
長澤 和美	武田 秀隆	林 律子	塚八 栄治	片田 昌宏	岡村 幸子	臼井 芳雄
窪田 仁	須河 範一	池田 守	水上 洋	須河 範一	小橋 芳工	吉田 鈴代
此尾 治和	片田 昌宏	若田 康雄	米田 聡	山崎 宏	横井 勇昭	石井 恒雄
	岩腰 茂樹	武部 範代	山崎 喜弘	荒井 隆一	開澤 哲也	岩倉 好美
	井口 一彦	中原 静江	小橋 芳工	鶴野 幸男		山崎 元裕
	芝井 広	齊田 陽子	横井 勇昭	辻 節子		石橋 正紀
	竹沢 一秀	野原喜恵子	林 浩明	近川 良男		梅原 学
	辻 節	中谷 芳浩	千重 清美	城宝 哲夫		野村 和善
	市川 孝弘		笠原 英志			重原 裕
	城宝 行					丸田 清勝
						小森 典
						佐々木 隆
						藤田 洋一

○南砺市総合計画策定事務局  
(企画課企画係)

課長	松田 泰彦
主幹	安川 正
副主幹	上口 長博
主査	松田 哲也
主任	池田 貴志
主事	松本 恵

## ○南砺市総合計画策定経緯

年月日	検討事項・会議名称	検討内容
平成17年 9月20日 ～	総合計画市民アンケート	市民3000人対象
平成18年 1月 4日	南砺市総合計画策定委員会（第1回）	策定体制、策定方針等の説明・検討
1月17日	南砺市総合計画審議会（第1回）	基本構想の策定方針を決定
2月 1日	南砺市総合計画策定委員会（第2回）	専門部会・分科会の組織(案)
2月13日 ～17日	地域審議会の開催	総合計画の策定について
2月28日	南砺市総合計画策定委員会（第3回）	地域審議会の開催結果
4月 3日	南砺市総合計画策定委員会（第4回）	専門部会・分科会の組織(案)の調整
4月11日	南砺市総合計画策定委員会（第5回）	基本構想・基本計画の構成 専門部会・分科会の組織(案)の調整
5月19日	南砺市総合計画審議会（第2回）	基本構想（案）の諮問
8月 1日	南砺市総合計画策定委員会（第6回）	基本計画（素案）について
8月 3日	南砺市総合計画審議会（第3回）	基本計画（素案）について
10月 2日	南砺市総合計画策定委員会（第7回）	基本構想（案）の調整 基本計画（案）について
10月16日	南砺市総合計画策定委員会（第8回）	基本構想（案）の調整 基本計画（素案）について
10月23日	南砺市総合計画審議会（第4回）	基本構想（案）の調整 基本計画（素案）について
11月 1日 ～20日	パブリックコメント(意見公募)実施	基本計画（素案）について
11月 6日 ～22日	地域審議会の開催	基本構想（案）・基本計画（素案） 説明・意見
11月21日	南砺市総合計画審議会（第5回）	基本構想案に対する答申
11月22日	基本構想答申	
12月 1日	基本構想の上程	12月議会定例会
12月20日	基本構想の可決	12月議会定例会
平成19年 2月 1日	南砺市総合計画策定委員会（第9回）	基本計画（案）について
2月17日	南砺市総合計画審議会（第6回）	基本計画（案）について
2月28日	南砺市総合計画策定委員会（第10回）	基本計画（案）・実施計画（案） について
3月20日	南砺市総合計画審議会（第7回）	基本計画答申

企画第211号

平成18年5月19日

南砺市総合計画審議会

会長 北田 正雄 殿

南砺市長 溝口 進

南砺市総合計画基本構想について（諮問）

南砺市総合計画の基本構想を策定するにあたり、南砺市総合計画審議会条例(平成17年条例第2号)第1条の規定により諮問します。

企画第301号

平成18年8月3日

南砺市総合計画審議会

会長 北田 正雄 殿

南砺市長 溝口 進

南砺市総合計画基本計画について（諮問）

南砺市総合計画の基本計画を策定するにあたり、南砺市総合計画審議会条例(平成17年条例第2号)第1条の規定により諮問します。



平成18年11月22日

南砺市長 溝口 進 殿

南砺市総合計画審議会

会長 北田 正雄

## 南砺市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成18年5月19日付け企画第211号で諮問のありました南砺市総合計画基本構想(案)については、市の将来を展望した総合的かつ計画的な行政運営の指針として概ね適正であると認め、提起された次の意見を付して答申します。

## 記

- 1 基本構想については、目指すべき市の姿(まちづくりの基本的な方針)としての性格を有することから、これが広く市民に浸透し、共通認識のもと、市民と一体となったまちづくりが展開されるよう、参加意識の高揚を図られたい。
- 2 基本構想を受けて策定される基本計画については、次のことを反映されたい。
  - (1) 市域全体の均衡ある発展と一体性の確保が図られるよう、合併時に策定された「新市合併まちづくり計画」との整合性を図られたい。
  - (2) 市政懇談会や地域審議会、アンケート調査などを通じて寄せられた市民の意見を反映した有効な施策を講じられたい。
  - (3) 少子化への対応、地域産業の創出や企業の誘致、観光の振興、都市基盤や自然環境の整備など、あらゆる視点から人口の増加や活力ある地域づくりに直結する施策の立案に努められたい。
  - (4) 市民と市のそれぞれが担う役割と責任の明確化、事務事業の進捗状況や行政評価など、市民にも分かりやすい計画となるよう配慮されたい。

平成19年3月20日

南砺市長 溝口 進 殿

南砺市総合計画審議会

会長 北田 正雄

南砺市総合計画基本計画（案）について（答申）

平成18年8月3日付け企画第301号で諮問のありました南砺市総合計画基本計画（案）については、慎重に審議した結果、基本構想に定められた「さきがけて 緑の里から 世界へ」を受け、3つの基本目標の実現に向け、今後10年間で取り組むべき施策の目標像や成果指標などが体系的に示されており、妥当なものとの結論に達しましたので、下記の意見を付して答申します。

なお、市民の関心が高い具体的な施策の実施については、実施計画に委ねられることから、限られた財源の中での事業の優先順位や、行政と市民との役割分担を明らかにし、計画の着実な推進に努められるよう要望するとともに、審議の過程において、各委員から提起された意見については、今後の行財政運営に十分に反映されるよう求めます。

記

1. 少子化を背景とした人口の減少、高齢化の進展や団塊世代の退職など、本市を取り巻く課題を踏まえ、これまでの市民の一体性の確保から、さらなる市域全体の均衡ある発展に向け、将来を見据えた施策の展開に努められたい。
2. 東海北陸自動車道の全線開通や北陸新幹線の開業など、広域交通ネットワークの立地基盤を活かし、新たな企業や観光客の誘致などに向けた、地域産業の振興を重点的に進められたい。

3. 中心市街地における「にぎわい」や「活力あるまちづくり」を推進し、住みよい快適な生活基盤づくりに加え、防災や防犯など、安全・安心なまちづくりに努められたい。
4. 生涯にわたり健康で、生きがいを持って暮らせる社会づくりの重要性に鑑み、地域福祉の充実、ボランティアの活動の推進など、市民の自発的な取り組みや意欲に応える施策の展開に努められたい。
5. 高齢者にあっては、健康づくりや生涯学習、文化、スポーツを通じて生きがいを持つる施策の充実。また、次代を担う子どもたちにあっては、健やかな成長を願う次世代育成への取り組みや学校教育の充実を図られたい。
6. 農林業を取り巻く状況は、国際社会との競争や後継者不足の中にあって、厳しい状況にあることから、意欲ある担い手の確保や経営組織の強化、地産地消や農林産物のブランド化、都市との交流などにより、農山村の持続的な発展に向けた有効な施策の実施に努められたい。
7. 地方分権社会の進展と市民のまちづくりへの参加が求められていることを踏まえ、掲げた施策の推進にあたっては、情報の公開などを通じ、市民の積極的な市政への参加について配慮されたい。
8. 新たに設けた成果指標については、目標達成の状況を必ずしも数値化できない要素もあることから、これら指標のみにより評価することなく、総合的に評価するための手法についても検討されたい。

# 南砺市総合計画

平成19年3月発行

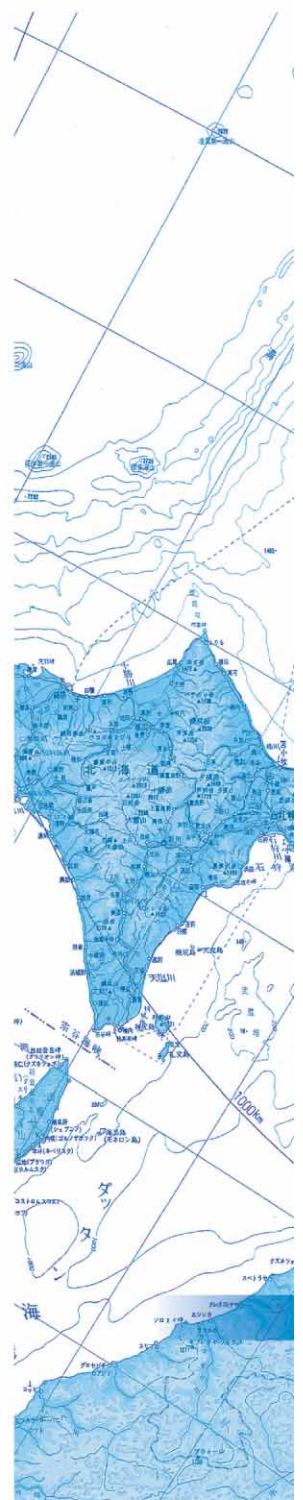
発行／富山県南砺市

富山県南砺市苗島4880

TEL (0763) 23-2003

編集／南砺市市長政策室企画課

印刷／株式会社アヤト



## 富山県南砺市

〒939-1596 富山県南砺市苗島 4880 TEL 0763-23-2003  
URL : <http://www.city.nanto.toyama.jp> FAX 0763-22-1169